

医療機関・薬局の窓口において、生活保護制度利用者はマイナンバーカードを医療券（診療依頼書）の代わりとして使用できるようになりました。

マイナンバーカードをお持ちの方については、事前に福祉事務所へ申請（※電話や手紙でも可）し、決定がされれば、医療券の代わりに、受診等する際にマイナンバーカードを「顔認証付きカードリーダー」にかざすだけで受診可能となりました。

※福祉事務所の窓口に行かなくても、電話や手紙でも申請できます。

※医療機関によっては、マイナンバーカードを使用しての受診ができないところもあるので、ご注意ください。

【マイナンバーカードを持っていない人（従来のやり方）】



【マイナンバーカードを持っている人】

受診日の3日前～30日前までに福祉事務所に医療機関への受診を申請する（電話又は手紙でも可）



そのほかにもできるようになること

自身の健康管理に役立ちます。 より良い医療を提供します。

マイナポータルで自身の診療情報や薬剤情報、健診情報を閲覧できるようになります。

本人の同意があれば、初めて行く医療機関・薬局でもこれまでの診療情報や薬剤情報、健診情報を医師等と共有できるようになります。

うらなも見てね

利用のためには、準備が必要です！！

1 マイナンバーカードを持っていますか？

マイナンバーカードを取得していただく必要があります。

QRコード付き交付申請書をお持ちの方はオンライン申請がおすすめ！

<郵送申請の手順>

マイナンバーカード総合サイトから手書き用交付申請書と封筒がダウンロードできます！

- 1 交付申請書に必要事項を記入
- 2 6か月以内に撮影した顔写真を貼り付ける
- 3 封筒に入れて郵送し、申請完了

<スマートフォンによるオンライン申請の手順>

- 1 スマートフォンで顔写真を撮影
- 2 交付申請書のオンライン申請用QRコードを読み取り、リンク先のサイトでメールアドレスを登録
- 3 届いたメールに従って申請手続を進めて、申請完了

<その他、次の場所でも申請できます>

- 証明写真機
- JR相模原駅マイナンバーカード申請特設窓口

マイナンバーカード 申請

検索

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

★マイナンバーカードの受取時に必要な持ち物★

- ① 交付通知書（申請後、自宅に届くハガキ）
- ② 通知カード（お持ちの方のみ）
- ③ 本人確認書類（A：運転免許証など顔写真付きのもの1点、Aが無い場合は、生活保護受給票、年金手帳、介護保険証などのうち2点）

これらの書類が不足していると、カードを受け取ることができない場合があります。

詳しくは、交付通知書の裏面にある「電話予約」の電話番号へお問い合わせください。

マイナンバーカードへのよくあるご質問

Q マイナンバーを見られるのが不安です

A 医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

Q マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

A 医療券・調剤券として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などのプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落したり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止を受け付けています。
(マイナンバー総合フリーダイヤル) 0120-95-0178

2 利用申し込みは行いましたか？

マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用するためには、申し込みが必要です。マイナポータルや**医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー等**で申し込みできます。

<マイナポータルからの申し込み手順>

- 1 「マイナポータル」を起動する
- 2 「（利用を）申し込む」を押す
- 3 利用規約を確認して、同意する
- 4 マイナンバーカードを読み取り、申し込み完了

マイナポータルで簡単に利用申し込みできます

マイナポータル

検索